

新型コロナウイルス感染症に対する本学の方針について

新型コロナウイルスに対する政府の方針としては、ワクチンや治療薬等による予防、治療を強化し、感染リスクを引き下げながら、経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図としています。全国的に感染者数も増加し「第8波」であるとの見解もあることから、本学におけるアラートレベルの基準を「【2】厳重注意」に引き上げます。ただし、課外活動、施設利用、窓口対応につきましてはアラートレベルを「【1】注意」のままいたしますので、感染症防止の継続にご協力をお願いいたします。

1. NIMS アラートについて

アラートレベル【2】に引き上げ

段階	基準（内容）	課外活動	施設利用	窓口対応
【5】 緊急事態	緊急事態宣言の発出されている状態（重大な緊急事態）	活動禁止	全て利用不可。	休止。日時を限定してメールでの問い合わせのみ（曜日限定・時間限定）
【4】 厳重警戒	緊急事態宣言が発出されており、外出の自粛要請等が出ている状態	活動禁止	原則として利用不可。ただし、一部施設において人数を制限して十分な感染防止を行ったうえで利用を認めることがある	休止。 <問合せ> ☎ ⇒ 月～金 ☎ ⇒ 曜日・時間限定
【3】 警戒	まん延防止等重点措置が発出されており、大人数での行事、イベント等について自粛要請が出ている状態	活動禁止	利用制限をする。ただし、一部施設において人数・時間を制限して十分な感染拡大防止を行ったうえで許可する	原則、☎または☎での問合せ対応（月～金）、感染防止を行った上で、日時限定で窓口業務を行う場合がある（曜日・時間限定） ※原則 10:00～15:00
【2】 厳重注意	自粛要請は出していないが、感染拡大傾向にあり、感染への注意が必要な状態	原則、活動禁止。一部、許可する場合あり	利用制限をする。人数・時間を制限して十分な感染拡大防止を行ったうえで許可する	可能な限り、☎または☎での問合せ。感染防止を行ったうえで窓口業務を実施する
【1】 注意	感染の危険性があるが、ほぼ平常時の状態	感染防止に注意し活動を認める	感染拡大防止に注意して利用を許可する	感染防止を行ったうえで窓口業務を実施する
【0】 通常	平常時の状態	通常通り	通常通り	通常通り